

裁判所法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

「裁判所法の一部を改正する法律案」の全部を修正し、次の内容の「裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律案」とすること。

第一 裁判所法の一部改正

一 法曹の養成に関する制度の見直しを行う間の給費制の維持

平成二十五年十月三十一日までの間、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を停止し、暫定的に司法修習生に対し給与を支給する制度とすること。（第一条による改正後の裁判所法附則第四項関係）

二 法曹の養成に関する制度の見直しにおける貸与制の見直し

修習資金の貸与については、第二の法曹の養成に関する制度についての検討において、法曹になろうとする者が経済的理由から法曹になることを断念することがないように法曹の養成に対し適切な財政支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきものとする事。 （第一条による改正後の裁判所法附則第五項関係）

第二 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正

政府は、この法律の施行後速やかに、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の実施状況等を勘案し、法曹の養成に関する制度について、別に法律で定めるところにより合議制の機関を設置し、その意見を聴いて検討を加え、その結果に基づいて平成二十五年十月三十一日までに所要の措置を講ずるものとする。 (第二条による改正後の法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律附

則第二条関係)

第三 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。 (附則第一項関係)

二 経過措置

その他所要の経過措置を設けること。 (附則第二項から第八項まで関係)